関西保育福祉専門学校授業料の減免に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、学業を継続させるために、授業料の減免について必要な事項を定めるものとする。

（授業料減免額）

第２条　授業料は、予算の範囲内で、授業料の一部を免除することができる。

（授業料減免の対象者）

第３条　授業料減免の対象者は、次の各号のいずれかに該当する生徒とする。

（１）生活保護世帯の生徒

（２）市町村民税所得割非課税世帯の生徒

（３）所得税非課税世帯の生徒

（４）第１号から第３号までの規定に準ずる経済的に困窮した生徒

（授業料減免の対象期間）

第４条　減免を行う期間は、申請のあった年度とする。

２　前項の期間は、理事長が必要と認める範囲内でこれを延長することができる。

（授業料減免の申請手続）

第５条　授業料減免を受けようとする生徒は、理事長が指定する日までに、授業料減免申請書（別紙様式１）に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。

（１）第３条第１項第１号の規定に該当する生徒にあっては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所の長の証明書

（２）生徒及びその家族の前年度所得額についての市町村長の証明書

（３）前２号に掲げるもののほか、収入状況等について理事長が必要と認める書類

（授業料減免審査委員会）

第６条　授業料減免の申請のあった生徒への授業料減免の当否等を審査するために、関西保育福祉専門学校に授業料減免審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、校長、事務局長及び理事長が指名する職員をもって構成する。

３　委員会は、授業料減免申請のあった生徒について、各人の経済的困難状況及び成績、学業への意欲等を勘案して授業料減免候補者を選定し理事長に報告する。

４　委員会の事務は、事務局長が行うものとする。

（授業料減免対象者の決定）

第７条　理事長は、前条第３項による報告を受けて、授業料減免対象者を決定する。

（授業料減免の取消し）

第８条　授業料減免の決定を受けた生徒が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、減免の全部又は一部を取り消す場合がある。

（１）授業料の減免の事由に該当しなくなったとき

（２）偽りその他不正の手段により授業料の減免の決定を受けたとき

（３）本校学則第３７条の規定により懲戒の決定を受けたとき

（４）理由なく１ヶ月以上欠席が継続する等、学業への意欲がないと認められる状況にあるとき

２　前項の取消しにあたっては、校長が理事長に報告し、理事長が決定する。

３　理事長は、第１項の取り消しを決定したときは、当該生徒に対し、その旨を通知するものとする。

４　第１項の規定により授業料減免の決定を取り消した場合は、理事長は必要に応じて減免額の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（返還）

第９条　前条の規定により授業料の減免を取り消され、減免額の全部又はその一部の返還を求められた者は、その返還を求められた日から起算して１ヶ月以内に返還しなければならない。

（除外）

第 10 条　本規程は、濱名ミサヲ先生記念奨学金生など、学校法人濱名学院が実施する他の奨学金の給付を受けている生徒には、適用しない。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、常任理事会において行うものとする。

（補則）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、授業料減免に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年６月２２日から施行する。